

# 大津町議会活性化検討会議意見交換会で ご意見をいただきたい項目と素案

## 議員定数

○人口・財政規模、議員一人当たり人口などから考えると現在の定数は妥当と考えられる。今後の町の変化等への対応から考えると少なくとも現状の維持は必要。ただし、前回選挙が無投票であったことから、それを回避するためには定数を削減するべきとの意見もある。

## 議員報酬

○議員のなり手確保のためには増額が必要と考える。特に子育て世帯での生計維持への配慮が必要。全国町村議会議長会が提示する算定手法で試算し、参考値を示す。結論は「特別職報酬等審議会」に委ねる。

## 政務活動費

○必要性は高いと考えられるが、事務的な煩雑さや事務局の負担がネックとなり導入は慎重に考えるべき。



# 大津町 議会活性化検討会議

## 意見交換会 資料

2023.5.13

# 議会活性化検討会議について

**ミッション** 期間 令和4年12月議会後 ~ 令和5年5月末

議長の諮問により、今後の議会活性化の取り組み内容について検討事項を選定し、検討を加え、素案として議長に答申し議会に報告・提案する

## これまでの経緯

12月14日	議長より、会議の枠組みの提示、検討項目の例示の上、諮問。
12月23日	例示された検討項目について議論。 <b>前回選挙が無投票となったことを受け、その対応策を優先</b> 検討、議会と町民のコミュニケーション、議員定数、議員報酬、政務活動費の4項目を検討対象とした
1月13日 2月15日	4項目について、事例・データを確認しながら意見交換。 取り組みの方向性を確認し、中間意見を取りまとめる。
3月1日	全員協議会で中間報告。本意見交換会の開催の同意を得る。

# 意見交換会の目的

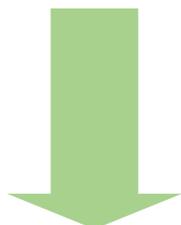
前回の町議会議員選挙 = 無投票



議員のなり手不足が顕在化



定数・議員報酬・政務活動費の検討  
→ 考え方をまとめた素案を提示



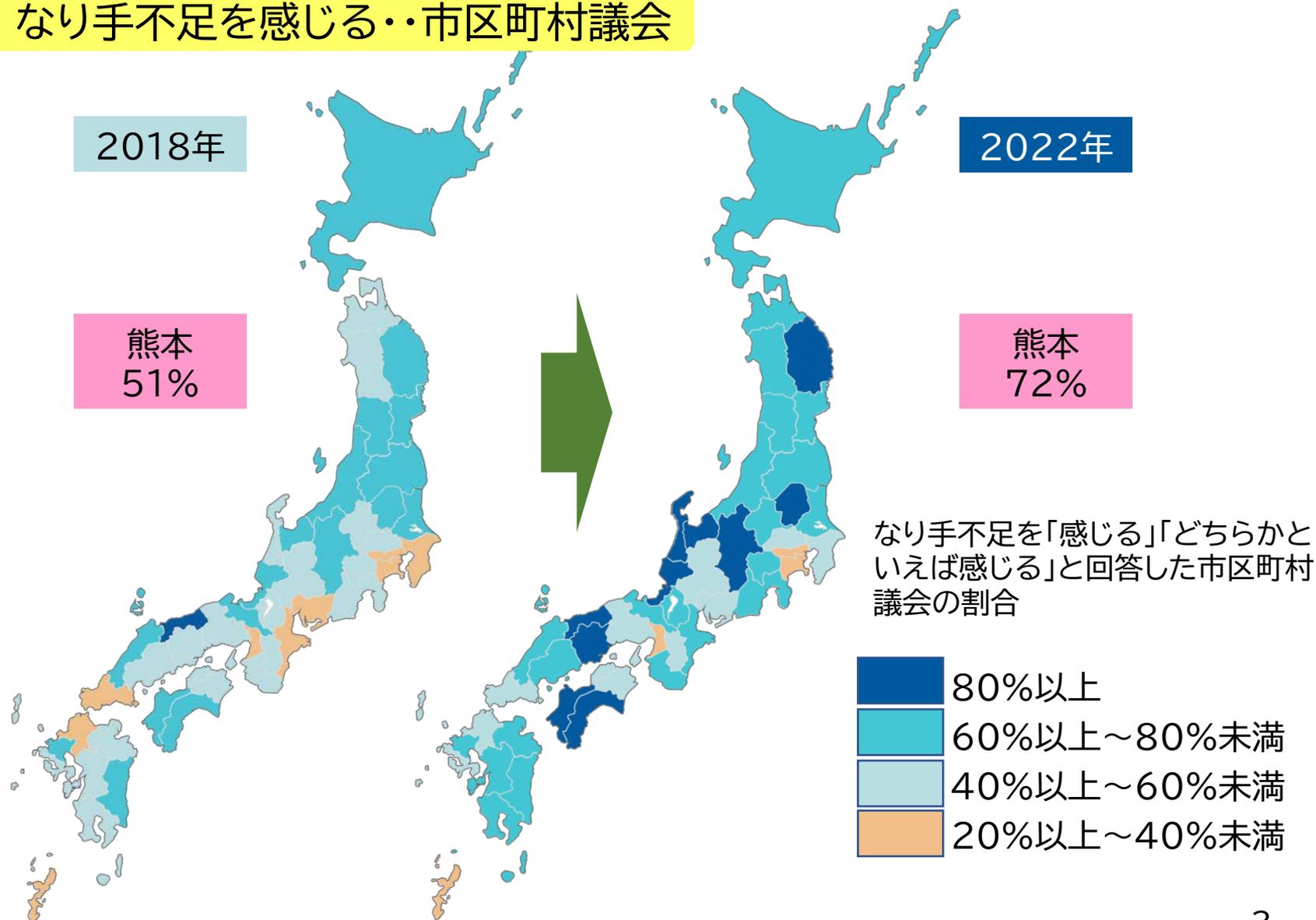
「なり手不足」対策としての有効性、議会機能の実行性、最も身近な議会としての機能の確保、有権者の感覚、などさまざまな視点で・・・

素案に対するご意見をいただくこと

頂いたご意見は、当会議の答申に反映させ、  
また答申に沿って提出します。  
(各論併記で、おおまかな論調をまとめる形)

# なり手不足の状況

## なり手不足を感じる・・・市区町村議会



# なり手不足の状況

## 今回統一地方選での状況

		選挙の 対象数	無投票 の数	無投票 の割合
全国	市長選	88	25	28%
	町村長選	125	70	56%
	市議選	294	14	5%
	町村議選	373	123	33%
熊本	市長選	1	0	0%
	町村長選	8	4	50%
	市議選	4	0	0%
	町村議選	13	5	38%

投票あり	無投票
人吉市	
小国町 錦町 水上村 あさぎり町	御船町 湯前町 南小国町 高森町
人吉市 水俣市 荒尾市 合志市	
玉東町 菊陽町 小国町 高森町 水上村 山江村 錦町 多良木町	南小国町 産山村 御船町 益城町 津奈木町

# なり手不足の状況

## 国等が考える要因

## 町村議会の在り方に関する研究会報告(総務省)

### 【議員のなり手不足の要因】

- 広範な事項を議決対象としており、専門性がより強く求められるとともに拘束時間が長くなっている。
- 各市町村において定数削減を進めてきた結果、元々議員定数が少ない小規模市町村ほど議員の負担感が増加している。(1町村当たりの議員定数：15.25人(平成11年)→11.45人(平成27年))
- 小規模市町村においては、時間的拘束が大きい一方、議員報酬だけでは生計を立てていけない状況にある。

	都道府県	指定都市	市	特別区	町村
平均議員報酬月額 (H28.4.1)	812,781円	792,325円	405,743円	608,387円	213,153円

- 小規模市町村においては、人口が少なく、事業所も限られていることから、兼職禁止(※1)及び請負禁止(※2)の実態的影響が大きい。

(※1) 地方議会議員は、自治体職員や他の自治体の議員、国会議員などとの兼職が禁止されている。

(※2) 地方議会議員は、当該自治体と経済的・営利的な取引関係に立つことなどが禁止されている。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)抄

[兼職禁止]

第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)と兼ねることができない。

[請負禁止]

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

- 平日昼間を中心とした定例会及び臨時会方式による議会運営では、兼業議員として活動しにくい。
- 勤労者が議員として活動しようとする場合、各企業等の就業規則などによって兼業が困難な場合がある。

# なり手不足の状況

## 議長会による検討

町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告（平成31年3月）  
全国町村議会議長会が設置した「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」

### 第1章

報酬と定数の考え方は、それぞれの自治体、とりわけ議会がポリシーを示すべき

#### 課題

- ・ 報酬と定数は別の論理で説明
- ・ 住民自治を充実させるための条件として議論
- ・ 持続的な地域民主主義の条件(多くの多様な住民が議員になれる)
- ・ 増加不可・減量の場合は、住民参画による支援が必要
- ・ 住民とともに考えること
- ・ 特別職報酬等審議会の委員は、議会を熟知している者を
- ・ 遅くとも選挙の1年前には周知を

### 第2章

#### 分析

- ① 報酬の低さと定数の少なさが無投票につながる
- ② 見直しへの住民参加手続の充実は、増量型にプラスの影響を与える

### 第3章

#### 報酬

- ① 議会への住民の理解を促進し、議員活動を担っていける報酬を議論する
- ② 前提は、議会の活性化、身近な議会の構築

- ・ 議会の活動量増大に対し、報酬は低水準でなり手不足を招いている
- ・ 活動量に応じた報酬を基準とすると、議員・議会の活動量を増大させる必要がある
- ・ 議会を住民に身近なものとする、議会が機能を拡大し住民に説明することで、議会への関心を喚起する

### 第4章

#### 算定方式

先駆的事例では原価方式を採用している

- ・ 比較方式(類似団体比較):参考にはなるが根拠としては弱い
- ・ 収益方式(成果重視):算定方法が確立していない。報酬とを関連付けることが困難

### 第5章

#### 留意点

議会活動を充実させるためには、政務活動費、期末手当、費用弁償は必要

- ・ 個人間格差は想定されていない
- ・ その他の手当は法定されておらず、法改正の検討も必要

### 第6章

#### 定数

多様な民意を的確に反映するために必要な定数を確保することが求められる

- ・ 財政的な理由のみで削減すべきではない
- ・ 報酬と定数は別の問題として議論すべき

### 第7章

#### 論点

定数の基準は、討議できる人数を原則とする

- ・ 経験知として、1委員会7~8人
- ・ 少数意見が孤立しないことが必要

報酬等

定数

# なり手不足の状況

## 大津町の状況

無投票

	1989	1993	1997	2001	2005	2009	2013	2017	2021
	H1	H5	H9	H13	H17	H21	H25	H29	R3
定数	20	20	20	20	18	16	16	16	16
立候補者	21	23	26	29	20	18	19	18	16
新人	8	9	7	10	5	5	10	4	5
現職	13	14	19	16	14	12	8	14	11
元職	0	0	0	3	1	1	1	0	0
落選者	1	3	6	9	2	2	3	2	0
新人	1		2	5	1	1	3	1	0
現職		3	4	4	1	1		1	0
元職									
当選者									
女性の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1
平均年齢	54.2	54.8	54.4	56.7	59.4	60.6	59.2	61.6	59.1
平均期数	3.0	2.3	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	3.3	3.4

立候補/定数	1.05	1.15	1.30	1.45	1.11	1.13	1.19	1.13	1.00
--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



# 議員定数について

# 定数① 法関係

昭和22年(地方自治法)

法で定数を定める。

人口	定数
2,000 未満	12
2,000 以上 5,000 未満	16
5,000 以上 10,000 未満	22
10,000 以上 20,000 未満	26
20,000 以上	30

平成11年改正

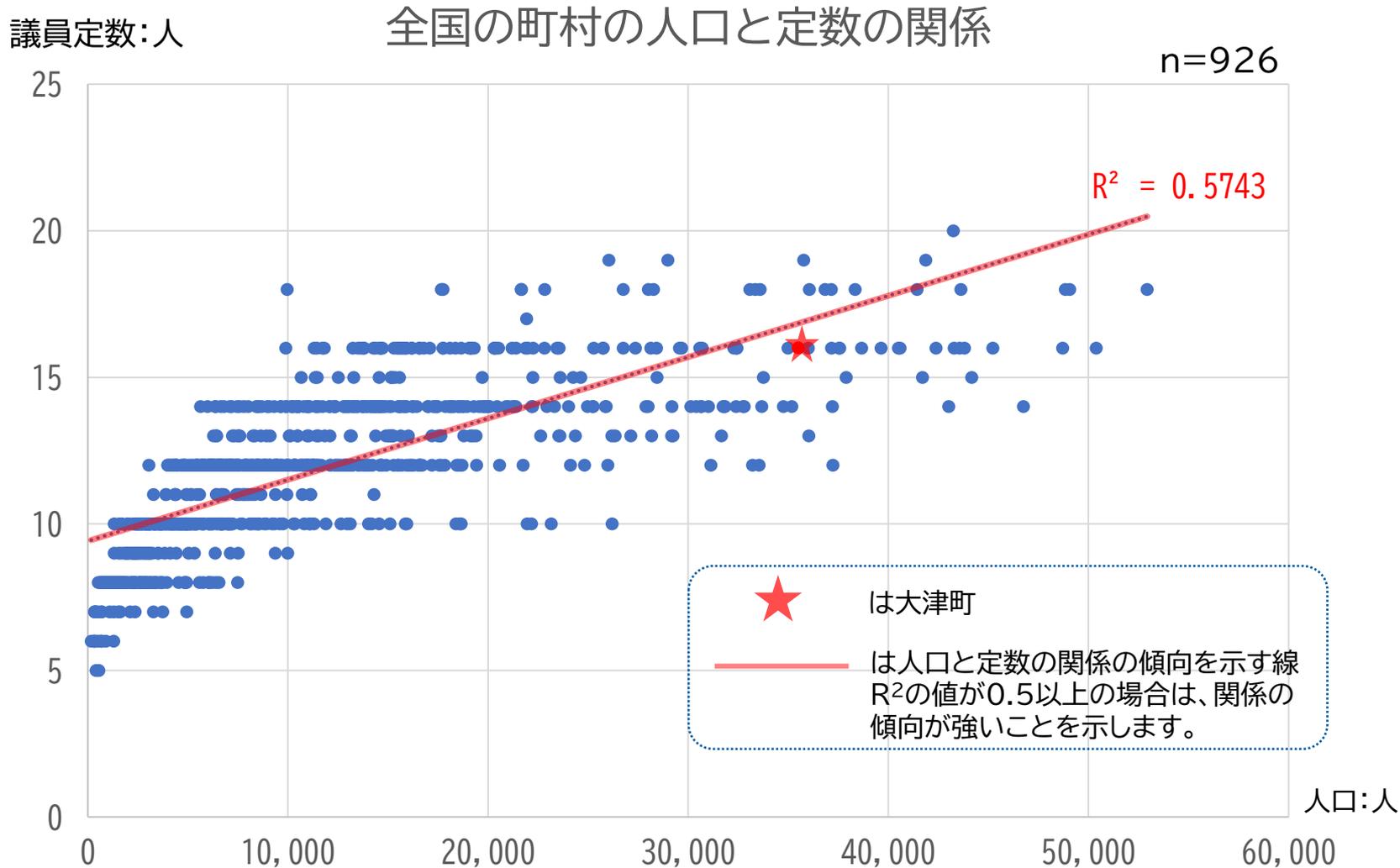
法で上限数を定め、条例で定数を定める。

人口	上限
2,000 未満	12
2,000 以上 5,000 未満	14
5,000 以上 10,000 未満	18
10,000 以上 20,000 未満	22
20,000 以上	26

平成23年(地方自治法改正)

上限の規定を撤廃し、条例で自由に定める。

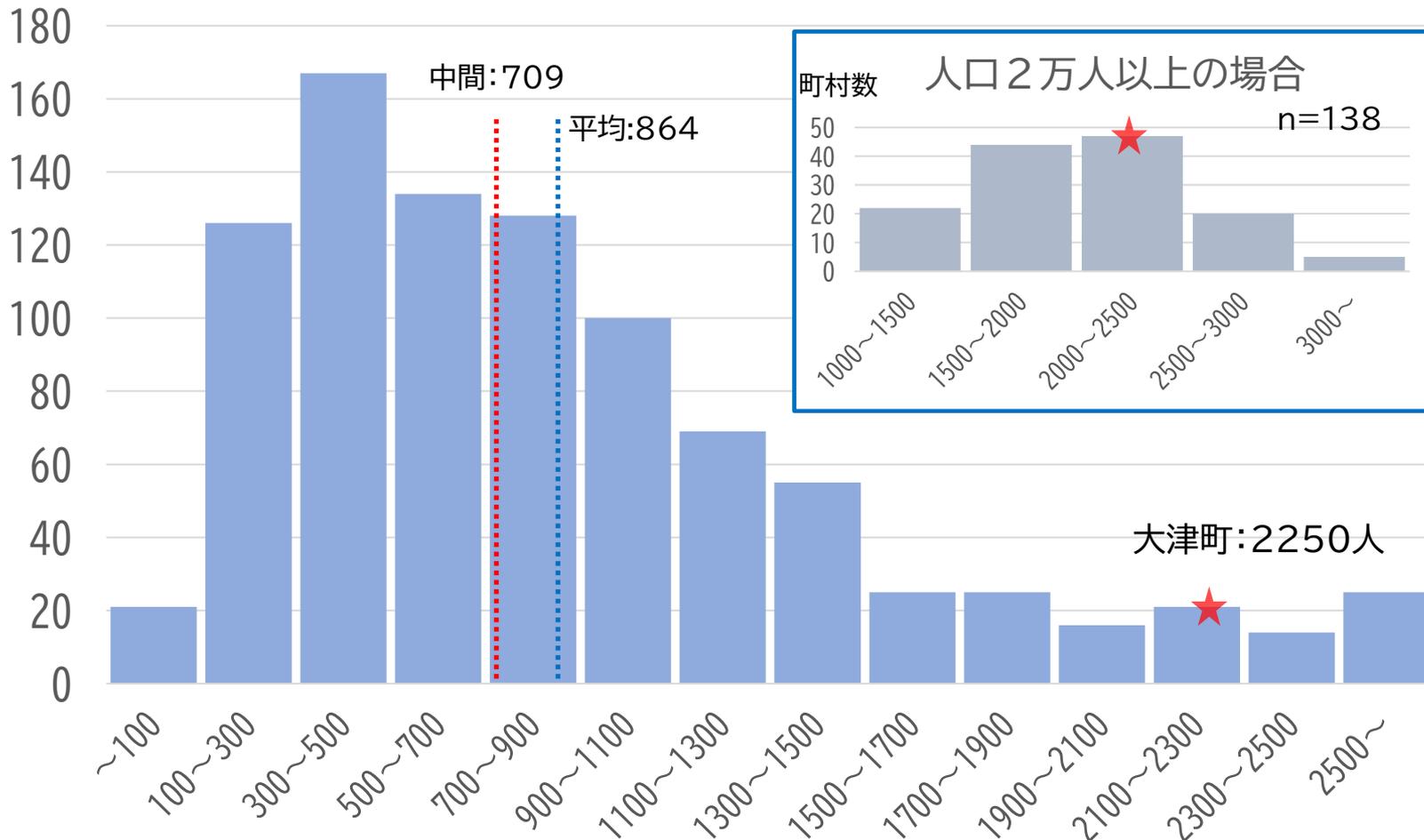
# 定数② 人口との関係



# 定数③ 議員一人あたり人口

町村数

議員一人あたり人口：区分ごとの町村数 n=926

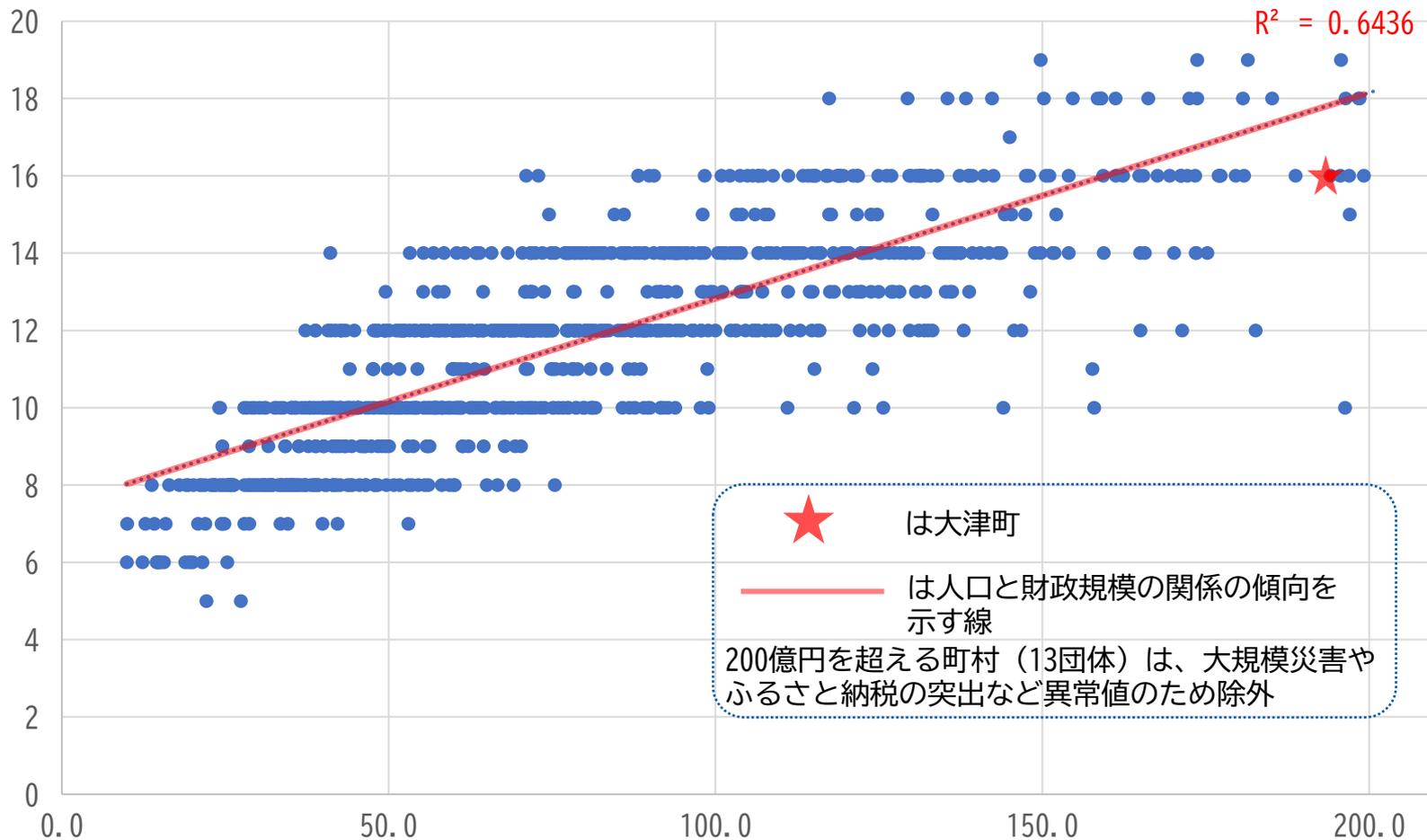


議員一人あたり人口：人

# 定数④ 財政規模との関係

議員定数:人

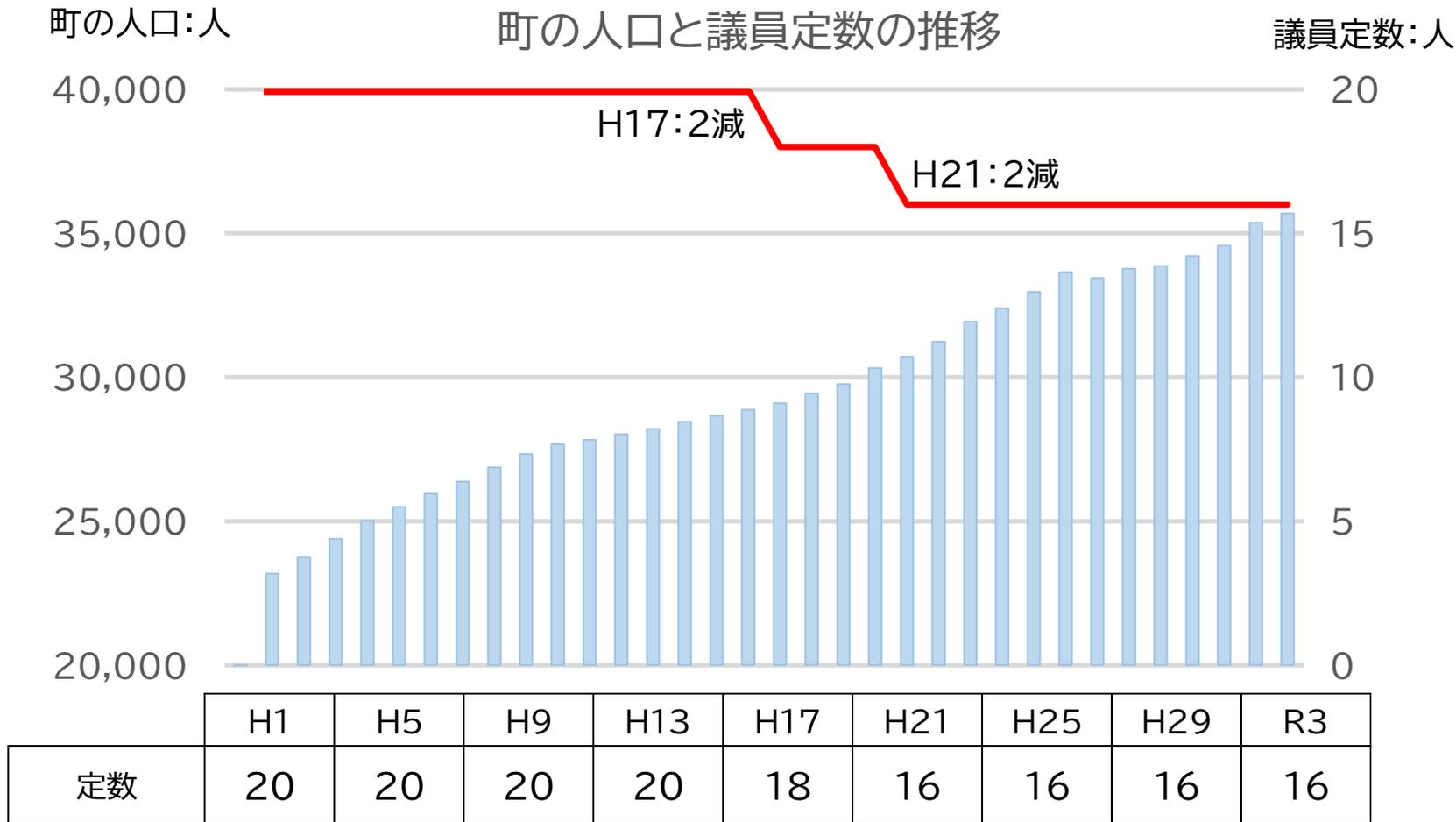
全国の町村の財政規模（一般会計歳出額）と定数の関係 n=926-13



第68回町村議会実態調査(R4) (全国町村議長会)  
令和3年度 市町村別決算状況調 (総務省)

歳出額:億円

# 定数⑤ 町の人口と議員定数



議員1人あたり  
人口:1159人

議員1人あたり  
人口:2230人

# 定数⑥ 定数変化の影響？

2段階で定数減

無投票

	1989	1993	1997	2001	2005	2009	2013	2017	2021
	H1	H5	H9	H13	H17	H21	H25	H29	R3
定数	20	20	20	20	18	16	16	16	16
立候補者	21	23	26	29	20	18	19	18	16
新人	8	9	7	10	5	5	10	4	5
現職	13	14	19	16	14	12	8	14	11
元職	0	0	0	3	1	1	1	0	0
落選者	1	3	6	9	2	2	3	2	0
新人	1		2	5	1	1	3	1	0
現職		3	4	4	1	1		1	0
元職									
当選者									
女性の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1
平均年齢	54.2	54.8	54.4	56.7	59.4	60.6	59.2	61.6	59.1
平均期数	3.0	2.3	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	3.3	3.4
立候補/定数	1.05	1.15	1.30	1.45	1.11	1.13	1.19	1.13	1.00
平均	1.24				1.11				

新人が当選しにくくなっている  
平均年齢・平均期数ともに増加

立候補者の減少

## 定数⑦ 検討会議での議論

### 意見

- 現在の定数は妥当で現状維持もあるが、今回の無投票という状況を踏まえるとやはり1減が必要と感じる。
- 人口増や町を取り巻く状況の変化から、減らす必要はない。
- 議員定数の意味も考えるべき
  - ・3常任委員会×5人＋議長という構成は運営しやすい(事務局)
  - ・人口増は住民の多様化でもある。多様性を反映するには数が必要
- 新議場は、2名程度の増加を見越した余裕をもって作られている。

### 議論

- 無投票の場合、民意が反映されていると言えるか？
  - ・阿蘇市議会は前回無投票だったため2減して、無投票を回避した。
    - 無投票回避のための定数減は応急処置にすぎず、民意を反映することはできない
- 定数減で、立候補の減少や新陳代謝が起きにくいなど弊害もある。
  - 定数減の結果が今回の無投票ではないのか？

# 定数⑧ 今回統一地方選の状況

## 定数を減らした市町村の状況

( )内の数字は落選者数  
 前回:平成31年(2019年) 今回:令和5年(2023年)  
 人口は、R5.3月末または4月1日

	人吉市		南小国町		多良木町		水上村	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
定数	18	16	10	9	12	10	10	8
減数	-2		-1		-2		-2	
立候補者	20	20	12	9	14	11	10	10
現職	14	15	8	6	10	9	9	6
新人	6	4	3	2	3	2	1	4
元職	0	1	1	1	1	0	0	0
当選者			無投票				無投票	
現職	13	(1) 14	(1) 6	(2)	10	9		5 (1)
新人	5	(1) 1	(3)		2	(1) 1	(1)	3 (1)
元職	0	1	1		0	(1) 0		0
平均年齢	58.1	62.1	57.6	61.7	59.6	61.4	60.2	56.8
人口	30,278		3,827		8,682		2,012	



# 議員報酬について

# 報酬① 法関係

## 平成20年改正のポイント

議員を、非常勤の職員の規程から分離し、「議員は非常勤の職員」という誤解を否定

「議員報酬」という用語を定義し、国会議員の歳費や非常勤職員の報酬とは異なる性質であることと明確化

費用弁償の範囲を「職務を行うために要する費用」と定義(交通費だけではない)

## 改正前

### 第203条

普通地方公共団体は、**その議会の議員**、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人**その他普通公共団体の非常勤の職員**(短時間勤務職員を除く)に対し、報酬を支給しなければならない。

②～⑤ 略

## 改正後

### 第203条

普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、**議員報酬**を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、**職務を行うため要する費用の弁償**を受けることができる。

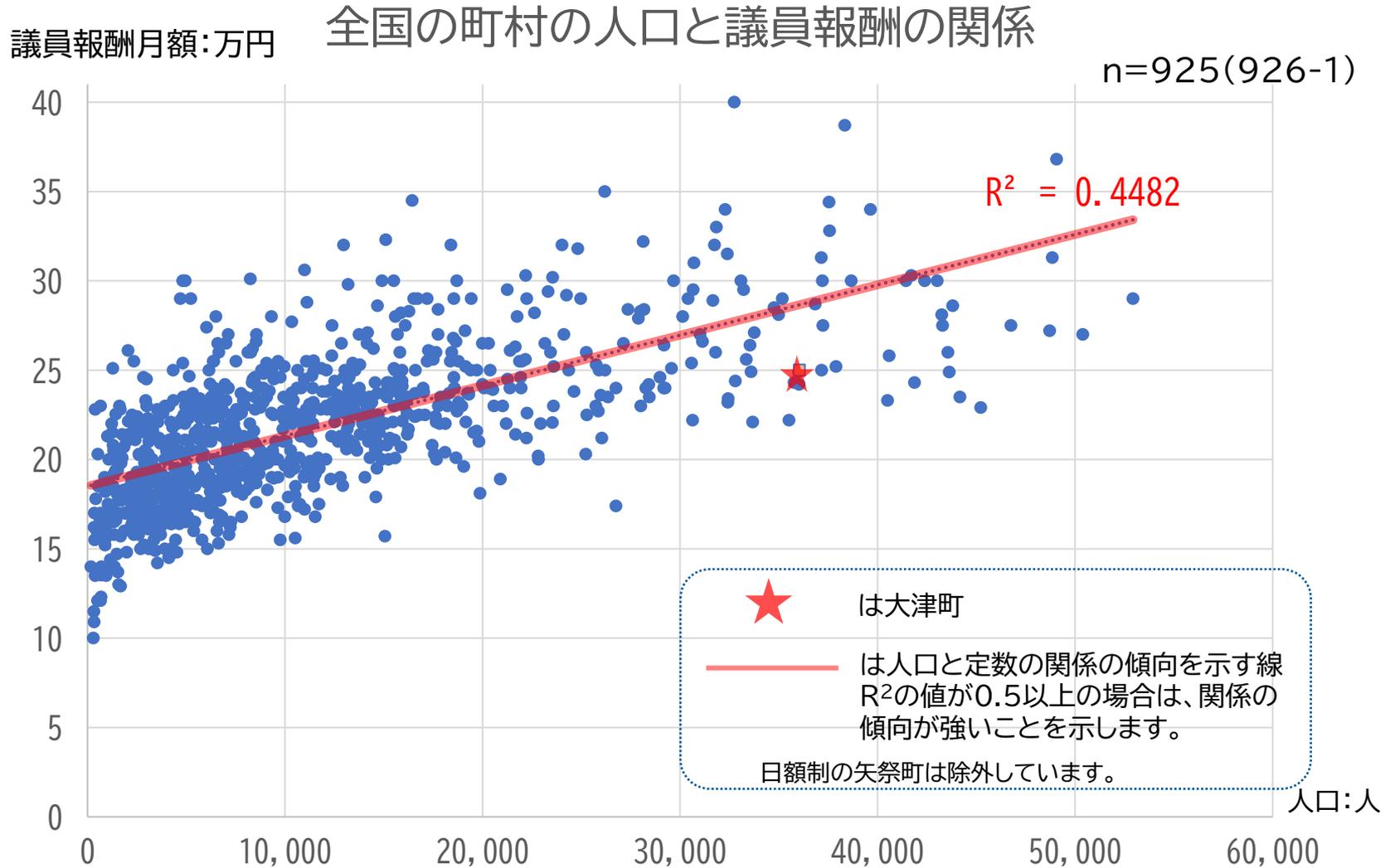
③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、**期末手当を支給することができる**。

④ 略

### 第203条の2

普通地方公共団体は、\_\_\_\_\_その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

②～⑤ 略

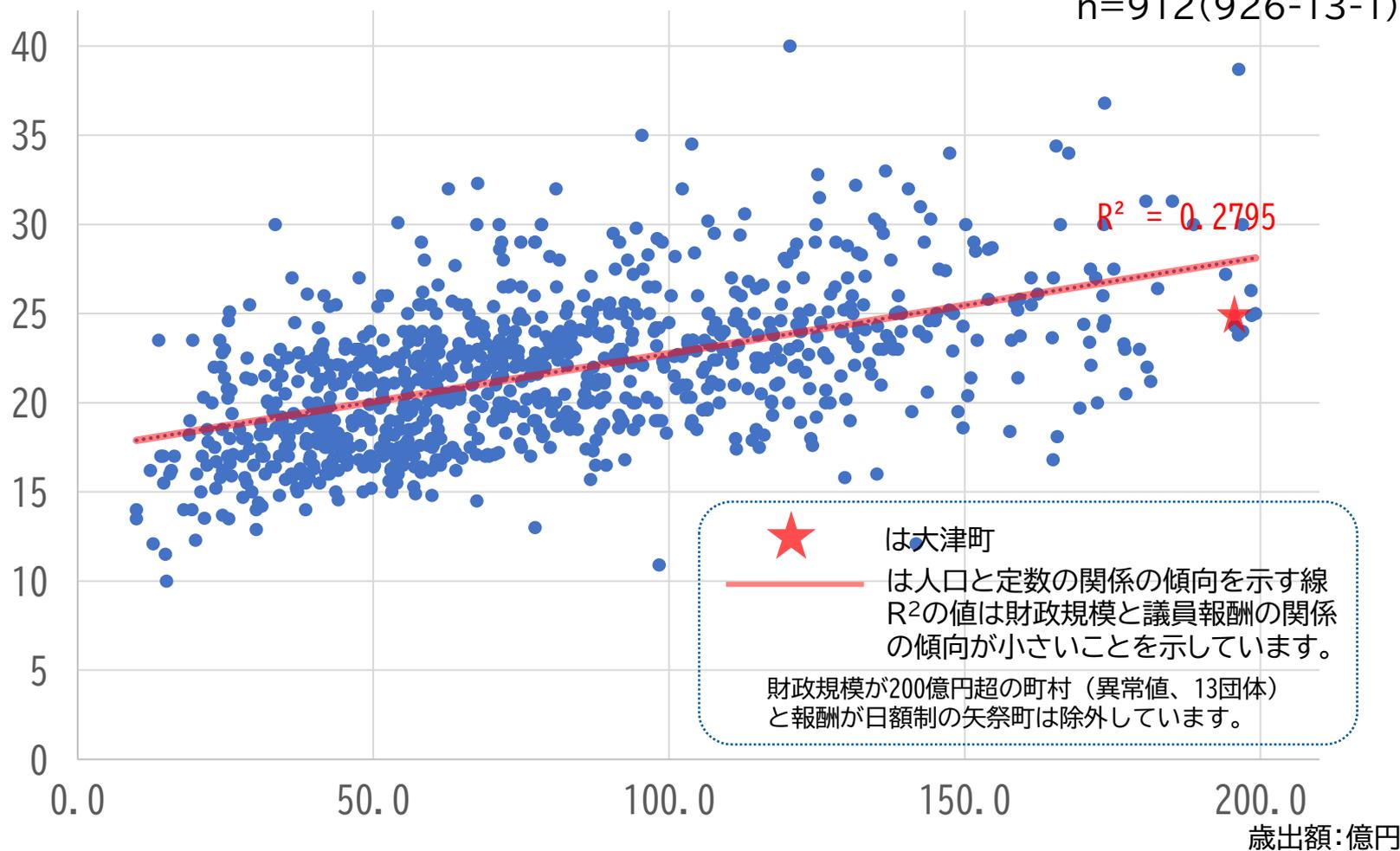


# 報酬③ 財政規模との関係

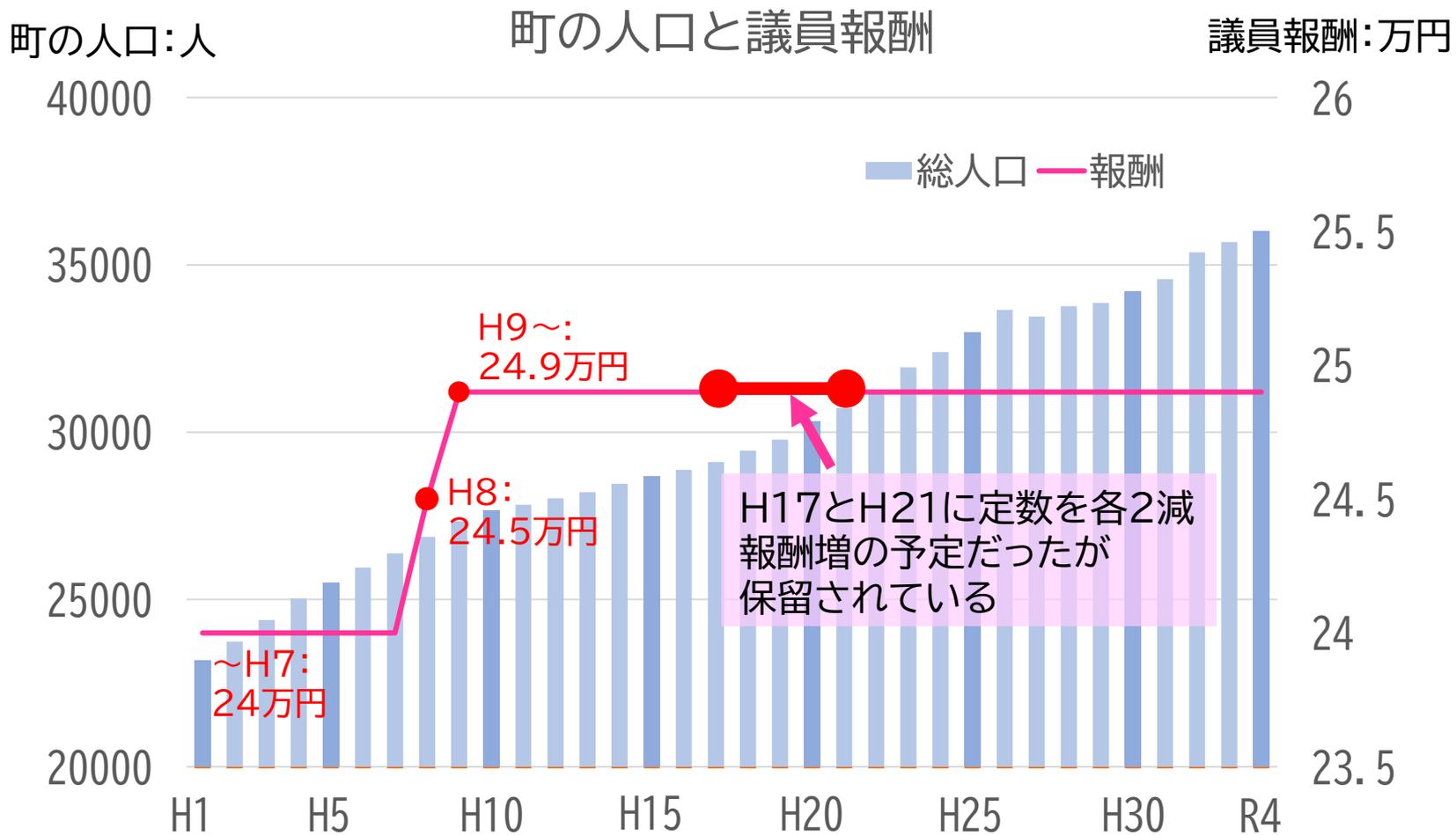
議員報酬:万円

全国の町村の財政規模と議員報酬の関係

n=912(926-13-1)

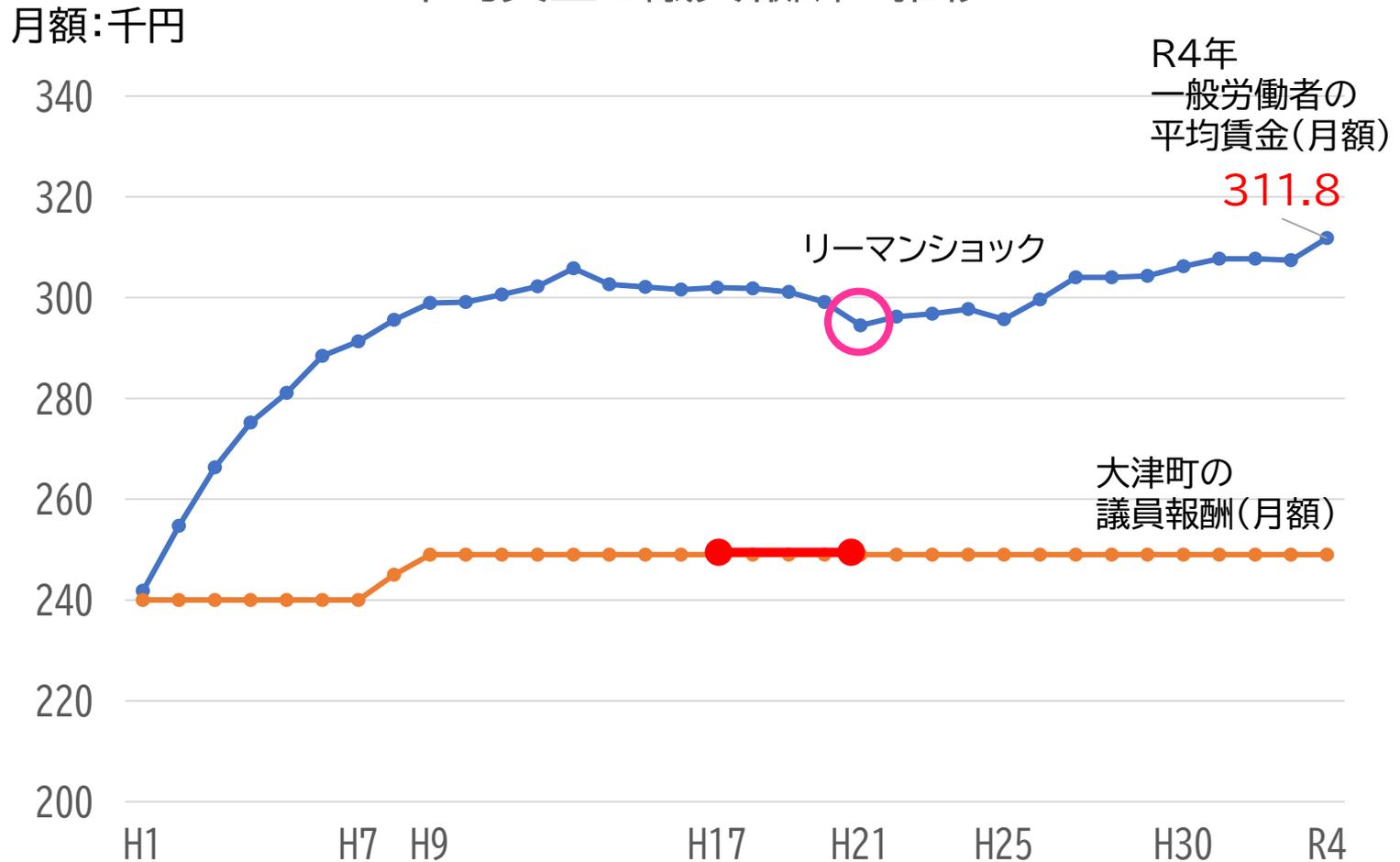


# 報酬④ 町の人口と議員報酬



# 報酬⑤ 平均賃金との比較

## 平均賃金と議員報酬の推移



賃金構造基本統計(厚労省)  
平均賃金は一般労働者の賃金(月額)性別・企業規模・学歴の計

## 第32次地方制度調査会(総務省)

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

### 議員報酬のあり方

- 議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。
- 議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。
- なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。

# 報酬⑦ 全国町村議会議長会の見解

## § 2：議員報酬・政務活動費の充実のための提言

### 1. 議会・議員活動を示して議員報酬を住民と考えよう！

#### 1-1. 議員報酬額確定の手法

##### 原価方式

議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額を算定する方式

- 議会改革による活動の転換は、報酬額の増額につながる
- 活動量を基本の数値として活用するが内容（住民福祉の向上）が問われる

#### 1-2. 議員報酬の性格と内包される生活給的な要素

- 議員報酬は「役務の対価」であり「給与」ではない
- 議員はボランティアではできないと考える議員が多数
- 活動量の増大は生活給的な要素を内包（兼業の困難化）

〈参考〉

町村議会議員報酬	勤労者世帯の世帯主定期収入	差額
21.6万円	33.0万円	▲11.4万円
町村議会議員報酬	市議会議員報酬(5万人未満)	差額
21.6万円	33.3万円	▲11.7万円
町村議会議員報酬	新規学卒者(大卒)賃金	差額
21.6万円	22.6万円	▲1.0万円

#### 1-3. 議会改革に適合した議員報酬額確定の手法

##### 活動内容を踏まえた原価方式

議員の活動量を住民に示す中で議会・議員が住民自治をどう進め、住民福祉の向上に役立っているかの活動内容を同時に示す

##### 改革先行型 現在の議会・議員活動を踏まえ原価を算出

議員活動調査→首長の活動量・給料との比較→暫定的議員報酬額の確定→特別職報酬等審議会（住民参加）→議会へ提案

##### 改革意欲型 今後の議会・議員活動を明確にして原価を算出

今後の議会・議員活動の明確化（期待値含む）→議員活動調査→首長の活動量・給料との比較→暫定的議員報酬額の確定→特別職報酬等審議会（住民参加）→議会へ提案

# 報酬⑧ 全国町村議長の提言

## 1-4. 原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

議員の活動量を測定し、日数・時数で表現して首長の活動量と比較し算定する。

### 議員報酬額の算定式

$$\frac{(1) \text{議会・議員の活動日数} \text{ 日}}{(2) \text{首長の職務遂行日数} \text{ モデル：305日}} \times (3) \text{首長の給料} \text{ 円} = (4) \text{議員報酬額} \text{ 円}$$

→ 首長の給料実額を採用

### 1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

#### 議会活動

- ① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※<sup>1</sup>）  日
- 〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕
- ② 法定外会議・住民との対話等（※<sup>1</sup>）  日
- 〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）  
イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

#### 議員活動

- ③ 日常の議員活動（※<sup>1</sup>※<sup>2</sup>）  日
- 〔ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他〕

※<sup>1</sup> 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）

※<sup>2</sup> 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

### 2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出

365日 - (土曜日・日曜日：104日 + 国民の祝日：16日) × 1/2 = 305日（※<sup>3</sup>）

※<sup>3</sup> 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

6

## 報酬⑨ 検討会議での議論

### 意見

- 報酬の多寡と立候補者には関係があると思われる
- なり手不足の解消には必要
- 複数の基準を作る(子育て世代に手厚く:ex扶養手当)の考え方もある → 合理性がない、現行法では期末手当しか支給できない

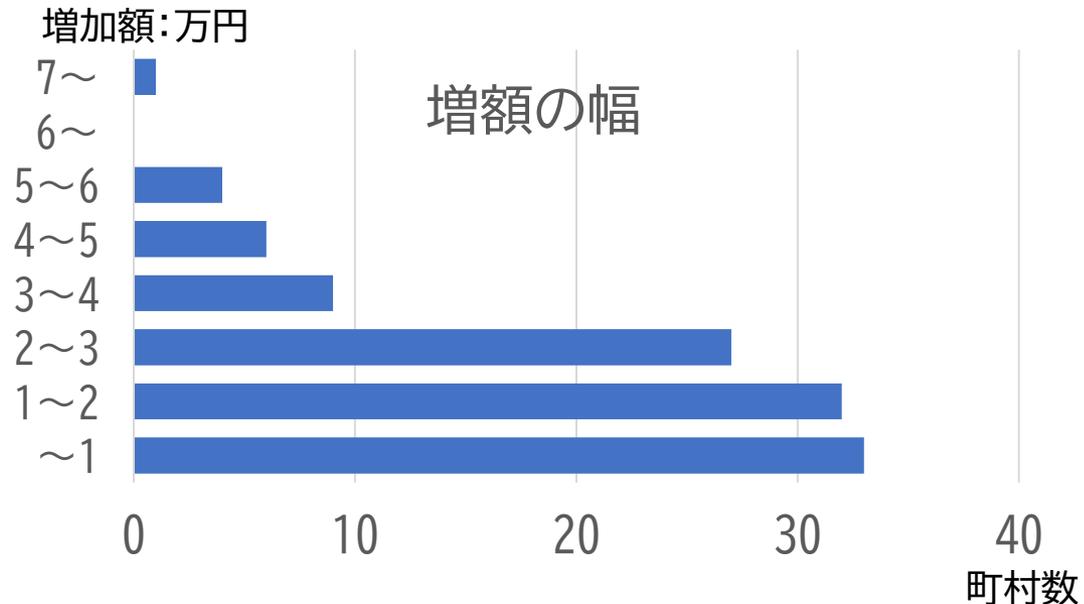
### 議論

- アップするにしても中途半端では意味がない。子育て世代にも対応できる額が必要。
- 議員報酬増で立候補者増となる事例(霧島市など)が参考となる。
- 議長会の提言に沿って考えることが合理的(他にモデルがない)
- 報酬増であれば、議員数減で費用バランスをとるべきではないか。
  - 議長会の意見としては、議員定数とのバーターは不合理とある
  - 過去の定数減の際に予定されていた報酬増が保留されているのでそれを充てることが考えられる。

# 報酬⑩ 他自治体の増減の状況

## H30.7.1 ~ R4.7.1 の変化

町村数	926
増減あり	113
減	1
増	112



人口2万人以上で、H30年の報酬が大津町以下の町村

都道府県	町村名	面積	住基人口	R4報酬	H30報酬	増加額
北海道	音更町	466.0	43,247	281,000	235,000	46,000
宮城県	利府町	44.9	36,053	250,000	229,000	21,000
岩手県	紫波町	239.0	33,083	300,000	248,000	52,000
静岡県	清水町	8.8	31,798	260,000	245,000	15,000
長野県	箕輪町	85.9	24,628	238,000	227,000	11,000
群馬県	吉岡町	20.5	22,217	212,000	190,000	22,000
北海道	新ひだか町	1,147.6	21,193	220,000	200,000	20,000
山形県	庄内町	249.2	20,077	240,000	215,000	25,000

11,000~  
52,000  
平均  
26,500円

# 報酬⑪ 活動量からの算定

	A議員			B議員			C議員			D議員			E議員		
	日	時間	日数	日	時間	日数	日	時間	日数	日	時間	日数	日	時間	日数
① 本会議・委員会・全員協議会・派遣															
ア 本会議	7		13	7		17	7		16	7		19	7		20
イ 常任委員会	3			4			4			4			4		
ウ 特別委員会	1			1			1			5			5		
エ 議会運営委員会	0			1			0			0			0		
オ 協議調整の場	2			2			2			2			2		
カ 議員派遣	0			2			2			0			2		
キ 委員派遣	0			0			0			1			0		
② 法定外会議・住民との対話等															
ア 法定外会議	1		3	1		2	1		2	1		3	1		3
イ 議会としての住民対話															
ウ 研修会	1			1			1			1			1		
エ 視察受入れ	1									1					
オ その他															
③ 日常の議員活動															
ア ①②に付随する活動		183	29		39	18		19	7		40	7		96	23
イ 議員としての住民対話		1			58			0			15			47	
ウ 公的行事への出席		4			2			13			2			0	
エ その他		43			43			21			0			37	

1月～3月の活動量を日数換算  
1年間に換算 = (×4)

44  
176

36  
144

24  
96

29  
116

45  
180

平均日数  
36  
142

$$\frac{\text{議会・議員の活動日数 } 142 \text{ 日}}{\text{町長の職務遂行日数 } 305 \text{ 日}} \times \text{町長給与 } 747 \text{ 千円} = 348 \text{ 千円}$$

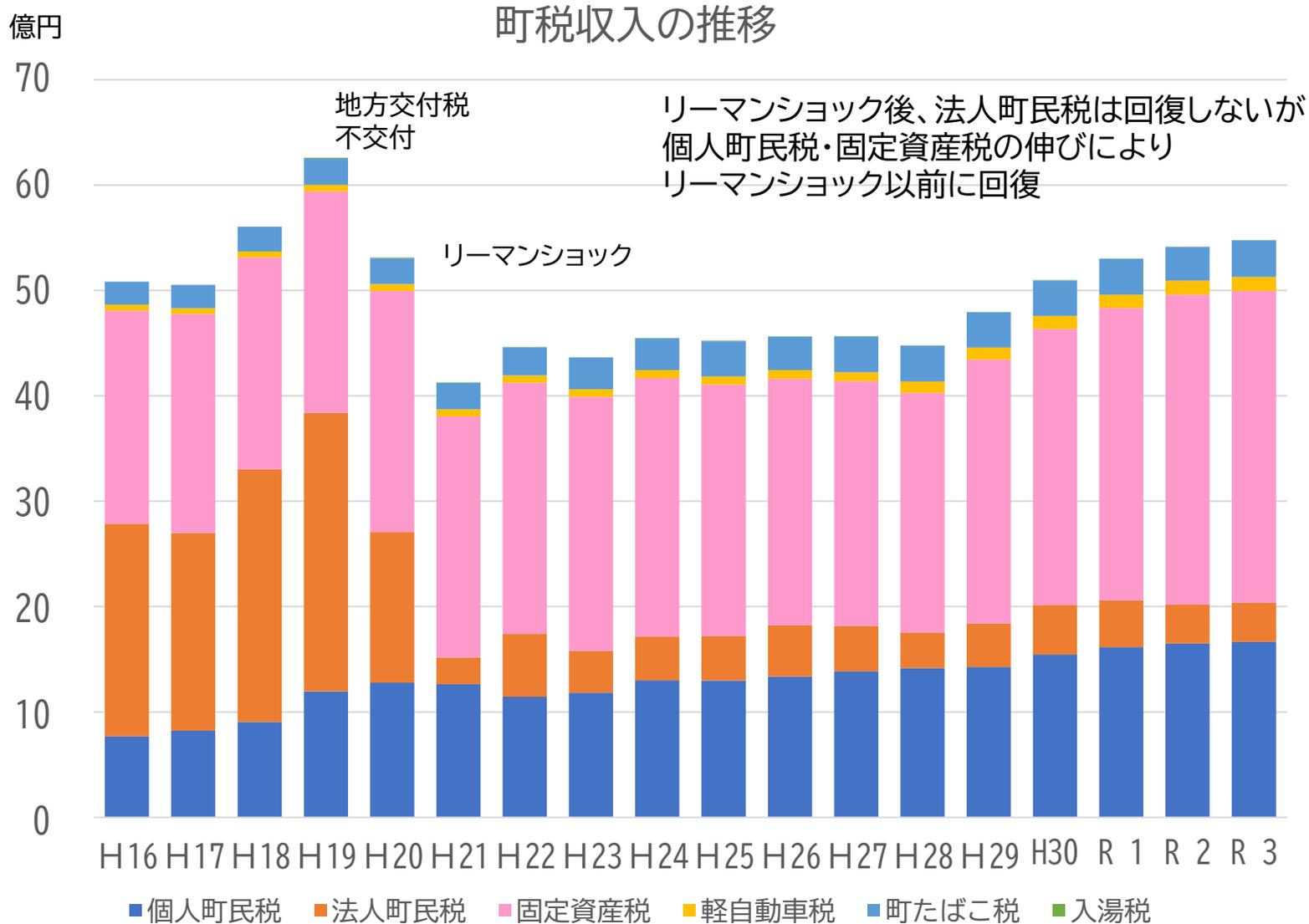
# 報酬⑫ 費用の試算

単位：千円	試算額	議員	委員長	副議長	議長	年額	期末手当	合計	費用増
		10名	4名	1名	1名	×12	2.4か月		
現在	249	249.0	261.5	273.9	332.0	49,703	9,941	59,643	---
R4平均賃金	311.8	311.8	327.0	342.0	415.0	62,196	12,439	74,635	14,992
報酬増額平均	249+26.5	275.5	289.0	303.0	367.0	54,972	10,994	65,966	6,323
議長会モデル	348	348.0	365.0	382.0	464.0	69,432	13,886	83,318	23,675

(役職の報酬額は現在の比率をそのまま仮適用)

H17・21年\_4減相当            249 × 4人 × (12カ月+2.4か月) =            14,342            千円  
 定数減により保留されている報酬増の額を財源と考える場合の額

# 報酬⑬ 税収の推移





# 政務活動費について

# 政務活動費① 法関係

## 地方自治法 第100条 ⑭⑮

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

H12 「政務調査費」を創設(地方自治法 §110⑬⑭)

H24 改正

- ①「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ②「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

# 政務活動費② 交付の対象

## 政務活動費の対象

- ・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動
- ・私人としての活動 等

対象外

### 会派・議員としての活動

会派・議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの (例)補助金の要請活動 等

### 調査研究活動

会派・議員としての活動  
(例) ・議会活動に係る調査  
・議会活動に係る資料の作成  
・議員・会派による広報活動  
・会派による会議 等  
のうち、調査研究活動と認められるもの

政務活動費

※充当可能経費の  
範囲は条例で定める

### 議会活動

- ・本会議への出席 ・委員会への出席
- ・全員協議会への出席 ・議員派遣 等

費用弁償

# 政務活動費③ 国の検討状況

## 第32次地方制度調査会(総務省)

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

### 議員報酬のあり方

- 議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。
- 議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。
- なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。

# 政務活動費④ 交付の状況

## 全国町村の政務活動費の交付状況

(町村数)

交付状況	
交付している	交付していない
193 → 186	733→740
収支報告書への領収書の添付	
添付している	添付していない
193→186	0→0

## 政務活動費の一人あたり交付額(月額)

(団体)

	5,000円 未満	~10,000円 未満	~15,000円 未満	~20,000円 未満	20,000円 以上	合計	平均額 (円)
議員	6→6	41→41	39→35	6→7	12→11	104 →100	9,601 →9,532

当村議会実態調査結果の概要(町村議会議長会) 第65回(R1) →第67回(R3) 変化  
 ※68回(R4)は「交付している」→「条例を制定している」に設問が変わったため採用していない

# 政務活動費④ 検討会議での議論

## 意見

- ・他自治体の事例では、実際には効果的に使われていない
- ・手続きの煩雑さが問題。 → 簡素化と透明性のバランス
- ・事務局の負担も考慮すべき
- ・導入するなら委員会行政視察財源を転換してほしい(財政部局)  
→ 財源としては現在の費用弁償が適当ではないか。
- ・検討するにしても、検討モデルが必要

## 議論

- ・モデルを策定して…  
詳細な費目、報告内容など、ガイドラインを示す必要がある
- ・政務活動費管理アプリがある。  
→ 費用次第だが導入すれば事務局負担軽減になる
- ・財源は、費用弁償を交通費(37円/km)とし、差額を財源化することが考えられる  
→ 事務局意見:金額のバーターではなく、業務量のバーターで考えると、委員会研修を廃止して、各自の任意研修の財源としてほしい。あるいは事務局増員を。

# 政務活動費⑤ 検討するモデル

対象 議員個人

金額 月額2万円

期間 年度分一括前渡

収支報告 1円単位ですべての領収証等を保管。アプリ利用を検討。

透明性 集計表を公表（詳細は閲覧可能）

経費	内容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費